

**【表紙】**

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月25日

【会社名】 S C S K株式会社

【英訳名】 S C S K Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 執行役員 社長 當麻 隆昭

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲3丁目2番20号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 法務部長 和南城 由修

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲3丁目2番20号

【電話番号】 03-5166-2500

【事務連絡者氏名】 法務部長 和南城 由修

【縦覧に供する場所】 名称 株式会社東京証券取引所  
(所在地) 東京都中央区日本橋兜町2番1号

## 1 【提出理由】

2025年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2025年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

当社グループの事業拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第3条（目的）に事業目的の追加による所要の変更を行う。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、中島正樹、當麻隆昭、竹下隆史、加藤真一、久保哲也、平田貞代、山名昌衛の7氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、實野容道、松石秀隆、早稲田祐美子の3氏を選任する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等改定の件

2016年6月28日開催の定時株主総会において決議された報酬等の額の内枠において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）に対して、一事業年度につき、社外取締役を除く取締役については900百万円（うち、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を450百万円、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間15万株）以内、社外取締役については100百万円以内で支給することと定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項		賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (注) 1	可決要件	決議の結果
第1号議案		2,852,375	762	7,862	99.665%	(注) 2	可決
第2号議案							
1	中島 正樹	2,793,538	54,785	12,674	97.609%	(注) 3	可決
2	當麻 隆昭	2,797,640	50,679	12,674	97.752%		可決
3	竹下 隆史	2,824,452	28,687	7,862	98.689%		可決
4	加藤 真一	2,824,839	28,301	7,862	98.702%		可決
5	久保 哲也	2,755,767	97,372	7,862	96.289%		可決
6	平田 貞代	2,848,605	4,537	7,862	99.533%		可決
7	山名 昌衛	2,838,688	14,454	7,862	99.186%		可決
第3号議案							

1	實野 容道	2,761,133	92,000	7,862	96.477%	(注) 3	可決
2	松石 秀隆	2,839,261	13,881	7,862	99.206%		可決
3	早稲田 祐美子	2,848,003	5,139	7,862	99.512%		可決
第4号議案		2,830,447	20,695	9,861	98.898%	(注) 4	可決

(注) 1. 賛成率は、小数点第4位以下を切り捨てております。

2. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(3,117,252個)の3分の1以上を有する株主の出席と、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権(3,117,252個)の3分の1以上を有する株主の出席と、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。